

感染症の予防及びまん延防止のための指針

塩尻市中央地域包括支援センター

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、塩尻市中央地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）内における感染予防体制を確立し、地域包括支援センターの全ての職員は、本指針に従い、業務にあたることとする。

1 感染管理体制

（１）感染症対策委員会の設置・運営

①目的

地域包括支援センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

②構成委員

- ・委員長は地域包括支援センター長が務める。
- ・委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。

③運営方法

- ・感染対策委員会は、おおむね６か月に１回以上、定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

④審議事項

- ・事業所内及び利用者に対する感染症対策及び職員への周知に関すること。
- ・感染対策のための指針、業務継続計画(BCP)等の整備に関すること。
- ・感染対策に関する職員への研修、訓練の実施について。
- ・感染症発生時の対応の検討、情報の収集・整理、全職員への周知に関すること。

（２）役割分担

各担当の役割分担は、以下のとおりとする。

- ・地域包括支援センター長（地域包括支援センター全体の管理）
- ・係長(感染対策委員会開催のための連絡調整等)
- ・保健師（感染対策、医療情報の提供と感染対策の立案・指導、利用者や職員の健康状態の把握等）
- ・社会福祉士、主任ケアマネジャー、事務職員等（情報収集、利用者の状況把握、感染対策の実施状況の把握、感染対策方法の現場への周知等）
- ・感染症対策担当者は、保健師とする。

（３）指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

（４）職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- ① 新規採用者に対して、採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を実施する。
- ② 感染症予防対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ③ 外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

(5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、年1回以上の訓練を実施する。

(6) 記録の保管

感染対策委員会の開催記録等、地域包括支援センターにおける感染対策に関する記録は5年間保管する。

2 平常時の対応

- (1) 地域包括支援センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、地域包括支援センター内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を推奨する。
- (3) 市の関係部署、保健福祉事務所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

3 感染症の発生時の対応

- (1) 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ① 職員または利用者が感染した(感染疑いも含む)ときは、速やかに状況について把握し、地域包括支援センター長に報告する。
 - ② 地域包括支援センター長は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。
 - ③ 市の関係部署、保健福祉事務所、医療機関等の関係機関と連携し、必要な対応を行う。
- (2) 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。
 - ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービスの内容の変更を行うこと。
 - ④ 別に定める業務継続計画(BCP)に従い、適切な業務の継続に努めること。

- (3) 感染症等が発生した場合は、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに市の関係部署及び保健福祉所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

4 本指針の閲覧及び周知

- (1) 指針及び感染対策マニュアル業務継続計画（BCP）等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は常時閲覧可能とし、地域包括支援センター内に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

附 則

本指針は、令和6年3月 28日から適用する。

改正

令和7年4月1日